

鳥取県における世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間記念イベント業務仕様書

1 業務名

鳥取県における世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間記念イベント業務

2 業務の目的

毎年4月2日は国連が定めた「世界自閉症啓発デー」であり、世界各地、日本各地で自閉症に関する正しい知識と認識を深めてもらうために、その国その地域の象徴的な建造物が青くライトアップされている（例：エジプトのピラミッド、東京タワー、姫路城）。また、日本においては、毎年4月2日から4月8日を「発達障害啓発週間」と位置付け、自閉症をはじめとした発達障がいへの理解啓発のための取り組みを行っている。

については、本県においても、平成30年度に世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間記念イベントを実施することで、自閉症をはじめとした発達障がいへの理解啓発について、主に次の3つの積極的な効果を狙うことを目的とする。

- ・これまで発達障がいのことを知らなかった県民が、発達障がいを知り、理解を深めること。
- ・発達障がいの当事者やその家族、支援者が勇気づけられ、明日への活力となること。
- ・社会全体で発達障がいのある方々をサポートし、共生しようとする社会を実現すること。

3 業務期間

契約締結日から平成30年5月8日（月）まで

4 イベント概要

(1) 世界自閉症啓発デーブルーライトアップイベント

ア 日 程 平成30年4月2日（月）

イ 会 場 鳥取県内の任意の場所

ウ 内 容

鳥取県内の任意の場所において点灯式を行い、少なくとも2時間以上該当の建造物をブルーライトアップする。

エ 留意事項

- (ア) 業務の目的に沿ってライトアップ場所や点灯式の内容などを提案すること。なお、ブルーライトアップイベントの一例として、別紙に平成29年度のプログラムを添付する。
- (イ) イベント実施会場の管理者に事前に実施の了解を得てから提案を行うこと。
- (ウ) 平成30年4月1日（日）までにイベント実施会場に照明機材を設営し、照明調整のため夜間に実際にライトアップ（試験点灯）を行うこと。
- (エ) ライトアップは関係法令や条例に基づき適正に実施すること。また、高照度サーチライト等による上空照射については行わないこと。

(2) 発達障害啓発週間に係るイベント

ア 日 程 平成30年4月3日（火）から平成30年4月8日（日）までのうち任意の日時

イ 会 場 鳥取県内の任意の場所

ウ 内 容

発達障害啓発週間に関連するイベントを実施する。イベントの具体的な内容については、業務の目的に沿った任意のものとし、例示すると以下のとおりである。なお、発達障害啓発週間に係るイベントの一例として、別紙に平成29年度の記念講演のプログラムを添付する。

- (ア) 当事者著名人等による講演会
- (イ) 当事者音楽家等による演奏会
- (ウ) 当事者によるアート展
- (エ) 発達障がいテーマにした映画上映
- (オ) 協力店舗等を募っての街頭イルミネーションイベント

エ 留意事項

- (ア) イベントの実施期間については、任意の日数とするが、イベントの趣旨に沿った実施期間を設定すること。
- (イ) イベントの実施については、1種類のイベントでも、複数のイベントでも差し支えない。
- (ウ) 講師や演者、イベント会場などを確保する必要があるイベントを提案する場合は、提案段階で実現可能であることを具体的に説明すること。

5 業務内容

(1) イベント共通の業務内容

ア 業務スケジュールの作成

- (ア) スケジュール表（工程表）の作成
- (イ) 実施管理責任者、連絡事務担当者及び各業務担当者一覧表の作成
- (ウ) 外部の協力者がある場合は、その協力者の概要と担当者一覧表の作成
- (エ) その他発注者が必要に応じて指定する書類の作成
- (オ) 受注者は、契約締結後速やかに上記ア～エの書類を作成し、発注者の承諾を得るものとする

イ 広報・普及推進に関する業務

- (ア) 開催に係る印刷物等の作成及び印刷
- (イ) その他本イベントの広報に必要な業務
- (ウ) 上記（ア）については、作成にあたって発注者と事前に協議した上で、イベント全ての内容を紹介するチラシ（A4判カラー片面刷り）20,000部と、ポスター（A2判カラー片面刷り）1,500部を各1種ずつ作成、印刷し、平成30年2月28日（水）までに印刷物とその電子データ（CD-ROM等）を発注課に提出すること

(2) 世界自閉症啓発デーブルーライトアップイベントの業務内容

ア 事前調整

- (ア) 関係者（機関）との事前打合せ
- (イ) 企画運営に必要な調査、イベント会場等への各種申請手続

イ 会場設営業務

- (ア) 会場装飾、各種看板・案内所・受付等の設営
- (イ) 会場設営・撤去、設備（照明・音響機材、電気設備等）の設営、操作、維持、管理及び撤去
- (ウ) 必要に応じて床面養生、撤去（現状復旧）

ウ 運営

- (ア) 進行マニュアルの作成
- (イ) イベント運営に必要な人員の確保（司会進行者を含む）
- (ウ) 障がい者等に配慮した会場設営（手話通訳及び要約筆記等の配置、託児スタッフの配置等）
- (エ) 各種備品、消耗品の手配
- (オ) イベント保険の加入
- (カ) 清掃、ゴミ収集及び処分（関連法令に基づき適正に処分すること。）
- (キ) 上記（ア）の進行マニュアルの内容については少なくとも①イベント全体の進行②各スタッ

フの役割③司会等の台本④非常時の対応を含むものとし、イベント当日の2週間前までに発注者に提出すること

エ その他

(ア) 発注者との契約締結後における施設管理者との打合せ、調整及び所要の申請手続

(イ) 必要に応じて消防署、保健所等との打合せ、調整及び所要の申請手続

(ウ) 会場整理及び会場・敷地内警備等

(3) 発達障害啓発週間に係るイベントの業務内容

基本的には上記(2)と同様の業務内容となるが、イベントの内容によって必要となる業務内容が異なる場合は、発注者と連絡を密にし、各段階で発注者と協議しなければならない。

6 一般事項

(1) 本仕様書は、発注者が実施する本業務に適用する。

(2) 受注者は、業務遂行に必要な主たる担当者を配置しなければならない。主たる担当者は、本業務に関する高度な専門的応用能力と豊富な経験を有する者でなければならない。

(3) 業務遂行に必要な人員は、全て受注者において確保するものとし、体制(人数)、業務内容、業務指揮系統等を明らかにし、適正に配置する。

(4) 受注者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者とは常に密接に連絡を取るとともに、その内容についてその都度記録し、発注者の確認を得るものとする。

(5) 受注者は、業務の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて、業務の区分ごとに発注者に中間報告を行い、その承認を得るものとする。

(6) 受注者は、発注者の承認を得ないで本業務で得た成果物を使用、貸与又は公表してはならない。これは、業務期間終了後も同様とする。

(7) 本業務に必要な資料の収集、実施例の調査等は、本業務に含まれる。

(8) 発注者は、業務に必要な資料について可能な限り貸与する。貸与資料は、業務遂行以外の目的に使用してはならない。

(9) 映像、掲示、運営等で特許権、著作権等に関わるものを採用しようとする場合は、発注者と協議を行うものとする。

(10) 本業務における成果物とは、開催に係る印刷物ほか本業務を通して受注者が作成した全ての文書、データ、物品を指す。

(11) 屋外でのイベントについて、準備する機材は全て雨天時の対応が可能なものとする。また、強風などにより、テントや機材が飛ばないように、設置に当たっては危険防止に配慮した構造を施すこと。

(12) 大規模事故、気象警報発生時等には、発注者の判断により、イベントの一部変更や中止することがある。その際は、発注者と受注者とが協議の上、出来高に基づいて本業務に係る委託料を支払うものとする。

(13) 受注者は、本仕様書に定める事項について疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項について決定すべき事由が生じたときは、発注者と協議し、その指示に従うものとする。

(14) 本業務の実施に当たり、業務に重大な影響のない変更は、発注者の指示により行うものとし、この場合における契約金額は、変更しないものとする。

7 再委託の制限

(1) 受注者は、委託業務の全部を第三者に委託(以下「再委託」という。)してはならない。

(2) 受注者は、委託業務の一部を再委託するときは、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はその限りではない。

ア 再委託の金額が50万円を超えない場合

イ 契約の主体部分ではなく、再委託することが合理的なものとして以下に示す軽微なもの及びこれに準ずると認められる再委託で契約金額の5分の1を超えない場合

(ア) 翻訳、通訳、速記、反訳等の類

(イ) 成果物の外注印刷物等の類

(ウ) パソコン、サーバ等のリース、レンタルの類

(エ) 納入成果物に係る各種品質、性能試験等の外注の類

(3) 発注者は前項の承認をするときは、条件を付すことができる。

8 著作権及び肖像権などの権利関係

(1) この業務に係る著作権及び肖像権などの権利関係の処理については、受注者が行うこと。

(2) 成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に基づく権利を含む。）は、成果物の引き渡しにより全て発注者（鳥取県）に帰属するものとする。

(3) 発注者は、受注者の承諾を得ずに、成果物の全部又は一部を上映し、公共放送し、展示し、頒布し、二次的著作物を創作し、若しくは利用させること等ができるものとする。

(4) 成果物の用途上、受注者は、成果物に係る著作者人格権を将来にわたって行使しないものとする。

(5) 受注者は、発注者に対し、成果物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しない物であることを保証するものとする。

9 実績報告書の提出

受注者は、本業務を完了したときは、完了の日から30日以内の実績報告書を発注者に提出し、発注者の確認を受けるものとする。なお、本業務の報告書の内容は次のとおりとする。

(1) 完了実績報告書（別添様式） 各1部

ア 事業報告書（A4判、カラー）

イ アの電子データ（CD-ROM等）

ウ 作成資料・参考資料一式（A4判、必要に応じてカラー）

エ 収支決算書

(2) その他必要資料

完了実績報告書

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

⑩

電話番号

鳥取県における世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間記念イベント業務について、下記のとおり報告します。

記

- 1 委託業務に関する事業報告書（様式任意）
- 2 委託業務に関する収支決算書（様式任意）
- 3 その他

平成29年度世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間記念イベントの概要

1 平成29年度世界自閉症啓発デー仁風閣ブルーライトアップの概要について

(1) 点灯式

ア 日時 平成29年4月2日(日)午後7時から午後7時30分まで

イ 場所 仁風閣(鳥取市東町2丁目121)

ウ 式次第

(ア) 鳥取県福祉保健部長あいさつ

(イ) 特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会理事長あいさつ

(ウ) 発達障がい当事者あいさつ

(エ) 代表者3名(部長、理事長、当事者)が司会のカウントダウンに応じて会場前面に配置した点灯スイッチを押し、仁風閣をライトアップ

※来場者にはブルーのサイリウムブレスレットを配布し、会場にて装着してもらった

(2) ブルーライトアップ

ア 日時 平成29年4月2日(日)午後7時30分から午後9時まで

イ 場所 仁風閣(鳥取市東町2丁目121)

ウ 内容 仁風閣をブルーライトアップした後、午後9時までライトアップを行う。

2 平成29年度世界自閉症啓発デー及び発達障がい啓発週間記念講演の内容について

(1) 講演会名

「発達障がいのピアニスト」野田あすかさんピアノリサイタル及び母野田恭子さん講演会

(2) 対象

一般県民

(3) 日時

平成29年4月9日(日)午前10時から午前11時30分まで

(4) 場所

米子コンベンションセンター多目的ホール(米子市末広町294)

(5) 内容

時間	内容
9:30~	開場
10:00~10:45	野田恭子さん講演 「あなたは、あなたのままでいい」～発達障がいの娘との30年～
10:45~11:00	休憩
11:00~11:30	野田あすかさんピアノリサイタル 「心の音を奏でる」